

**日向市
配偶者等からの暴力の防止及び
被害者支援計画**

平成24年3月

宮崎県日向市

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	43
1 計画策定の趣旨	
2 計画の基本的な考え方	
3 計画の性格	
4 計画の期間	
第2章 配偶者等からの暴力について	45
1 配偶者等からの暴力とは	
(1) ドメスティック・バイオレンスとは	
(2) ドメスティック・バイオレンスの特徴	
(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害	
(4) 根底にある男女の不平等な関係	
2 配偶者等からの暴力の実態	
3 配偶者等からの暴力に対する取組の現状	
(1) 国における取組	
(2) 宮崎県における取組	
(3) 日向市における取組	
第3章 計画の体系	48
第4章 計画の内容	
【重点的に取組むこと】	
I 暴力を許さない社会づくり	49
II 安心して相談できる体制の確立	52
III 被害者の安全と安心の確保	54
IV 被害者への生活再建支援	58
第5章 計画の推進体制	59

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者は、多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。本市は、男女共同参画推進条例に基づき、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重され、社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、県及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めるとともに、市民一人ひとりが、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であることから、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を、総合的・体系的に推進するための計画として、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

2. 計画の基本的な考え方

【めざすべき姿】

暴力を許さない

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会

【基本理念】

- すべての人は、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為で、「家庭内の問題」や「個人的な問題」ととどまらず、「社会的な問題」です。
- 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶のためには、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障がいの有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 国、県及び近隣市町村、民間団体、市民との連携・協力を図ります。

3. 計画の位置付け

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、日向市男女共同参画推進条例第14条を遵守するための計画として位置づけ、第4次日向市男女共同参画プランと一体的に推進します。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度を初年度とする平成28年度までの5年間とします。

ただし、「配偶者暴力防止法」が改正された場合や、国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、新たに盛り込むべき、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 配偶者等からの暴力について

1. 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは

(1) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは

配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことです。

配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心無い言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪う等経済的な暴力など様々な形態が存在します。

(2) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

(4) 根底にある男女の不平等な関係

私たち一人ひとりの個人は、社会構造の影響の中で生活しています。性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考えなどが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

2. 配偶者等からの暴力の実態

本市が、平成22年に実施した「市民意識調査」によると、女性は23.0%、男性は5.2%の人が、配偶者等から何らかの暴力を受けたことがある、と回答しています。

また、暴力や虐待を自分が受けたりあるいは見たり聞いたりした人に、その対応について聞いたところ、「親や近所の人に知らせたり助けを求めた」が6.3%、「民生委員や公的な機関に知らせた」が11.1%となっている一方で、「何もできなかった」と答えた人は、23.6%となっています。

3. 配偶者等からの暴力に対する取組の現状

(1) 国における取組

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、「配偶者暴力防止法」を制定。これにより、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

また、「配偶者暴力防止法」の規定については、施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案、検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるという附則に基づき、平成16年と平成19年の2回にわたり改正が行われています。

●平成16年改正

1. 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
2. 保護命令制度の拡充（元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等）
3. 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施
4. 被害者の自立支援の明確化等
5. 警察本部長等の援助
6. 苦情の適切かつ迅速な処理
7. 外国人、障がい者等への対応

●平成19年改正

1. 市町村基本計画の策定
2. 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
3. 保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）
4. 裁判所からの支援センターへの保護命令の発令に関する通知

(2) 宮崎県における取組

平成13年4月「配偶者暴力防止法」の制定に伴い、平成14年4月から宮崎県女性相談所が「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を担うこととなり、被害者の早期発見及び必要な保護・支援が行われています。

また、平成18年3月に「DV対策宮崎県基本計画」を策定し、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「新みやぎ創造計画」（宮崎県総合計画）において、男女が互いの人権を尊重しつつ、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すため、その根絶に向けて取り組んでいます。

さらに、平成21年3月、配偶者暴力防止法の改正内容や、県内の実状を踏まえ、DV対策基本計画（改訂版）が策定されました。

(3) 日向市における取組

平成17年3月に「日向市DV対策庁内連絡会議設置要綱」を、また、平成18年11月に「日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議会則」を施行し、庁内関係部署及び関係機関のネットワークを構築し、情報及び意見の交換を行い、より迅速に対応できるよう努めています。

また、平成20年4月に施行した「日向市男女共同参画推進条例」第14条において、「配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為」を禁止する規定を掲げており、相談体制の充実等に努めています。

第3章 計画の体系

【めざすべき姿】

暴力を許さない

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会

【重点的に取組むこと】

I 暴力を許さない社会づくり

- 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- 2 配偶者等からの暴力に対する理解の促進
- 3 デートDV[※]の防止に向けた教育・啓発の推進

II 安心して相談できる体制の確立

- 1 相談体制の整備と充実
- 2 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
- 3 苦情等への適切な対応体制の整備

III 被害者の安全と安心の確保

- 1 被害者の保護と安全確保
- 2 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- 3 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- 4 早期発見・未然防止のための仕組みづくり
- 5 支援者の安全確保

IV 被害者への生活再建支援

- 1 安定した暮らしを守るための生活・経済的支援
- 2 住宅確保のための支援

※ デートDV：恋人や交際相手などの親密な関係にある者からふるわれる暴力。

第4章 計画の内容

【重点的に取組むことⅠ】 暴力を許さない社会づくり

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

1	地域における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、地域において、男女の人権の尊重に基づく地域生活を促進するために、自治会や地域活動団体等と連携した広報・啓発に努めます。	市民協働課
2	家庭教育における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、家庭において、男女の人権の尊重に基づく教育を推進するために、家庭教育学級等を通じた広報・啓発に努めます。	市民協働課 生涯学習課
3	学校、幼稚園における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園の教育の場において、人権意識を高める教育や、男女の人権の尊重に基づく教育を推進するために教職関係者に向けた広報・啓発に努めます。	市民協働課 学校教育課
4	職域における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、職域において男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、商工会議所等関係機関と連携し、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。	市民協働課
5	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を推進します。	市民協働課
6	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない教育を学校教育などの関係機関と連携して進めます。	学校教育課
7	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、広報紙や市ホームページなどを活用した広報・啓発を進めます。	市民協働課

2 配偶者等からの暴力に対する理解の促進

8	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)の周知	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、広報・啓発を進めます。	市民協働課
9	性暴力や性の商品化防止に関する情報提供	警察等関係機関と連携し、情報収集・提供をします。	市民協働課 生涯学習課
10	広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、市ホームページ、広報紙及びリーフレットなどを活用し、広く市民に対する啓発活動を実施します。	市民協働課
11	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、講演会や研修会を実施します。	市民協働課
12	講演会等に参加する人への配慮	誰もが参加しやすいように、特に市の情報に接する機会が少ない若年層に配慮した講演会や講座の案内の発信について検討し開催します。	関係各課
13	書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等の提供を行います。	図書館 市民協働課
14	加害予防の観点からの広報啓発のあり方の検討	暴力の根絶に向けた取組を進めるに当たっては、被害者は女性が多いという現状における加害予防の観点から男性に対する広報啓発も進める必要があります。被害者支援の視点に立ってどのような広報・啓発のあり方が有効か調査・研究を進めます。	市民協働課

3 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

15	デートDV防止に関する広報・啓発の実施	デートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を推進します。	市民協働課
6	問題解決を暴力に頼らない教育の推進【再掲】	個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない教育を学校教育などの関係機関と連携して進めます。	学校教育課
16	教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修の実施	教育関係者や保健医療関係者などDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたるよう、デートDVに関する理解を深めるための研修を実施します。	市民協働課

【重点的に取り組むことⅡ】 安心して相談できる体制の確立

1 相談体制の整備と充実

17	安心して相談できる環境・相談体制の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境充実を図るとともに、各種相談にあたる相談員の人権に関する意識の向上に取り組みます。	市民協働課 市民課 福祉課 高齢者あんしん課 学校教育課 こども課
18	男女共同参画相談員研修	相談員のさらなる意識の向上のために、相談員対象の研修機会を提供します。	市民協働課
19	日向市男女共同参画相談制度の周知	制度の内容を支援関係機関の施設内に掲示するなど、制度の周知に努めます。	市民協働課
20	被害者への各種相談窓口の周知	被害者の安全確保に対する配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます。	市民協働課
21	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供	使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関を把握し確実にその機関に情報提供するよう努めます。	市民協働課
22	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。 ◎支援機関職務関係者 教育相談員、児童相談員・消費生活相談員・人権擁護委員等	市民協働課
23	市担当職員を対象とした研修の実施	被害者と接する可能性のある市職員が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。	市民協働課
24	相談員等支援者のケア	被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに組織としても、その職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。	市民協働課

2 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

25	支援関係機関・団体の連携強化	被害者の相談に総合的かつ迅速に対応するために、関係機関・団体の連携強化を図ります。	市民協働課
26	日向地区DVネットワーク会議の充実	被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる日向地区DVネットワーク会議を定期的で開催し、情報交換を行います。	市民協働課
27	市役所関係各課の連携体制の強化	DV対策庁内連絡会議を定期的で開催し、適切かつ迅速な対応ができるよう体制の強化を図ります。	市民協働課
28	支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備	休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行います。	市民協働課

3 苦情等への適切な対応体制の整備

29	申出への対応体制の整備	日向市男女共同参画推進条例第20条第2項に基づき、市へ相談及び苦情があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。	市民協働課
----	-------------	--	-------

【重点的に取り組むことⅢ】 被害者の安全と安心の確保

1 被害者の保護と安全確保

30	被害者の一時避難への支援	被害者の一時避難のための経費を予算化し、支援関係機関・団体との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	市民協働課
31	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。	消防本部

2 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

32	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者による通報等は、守秘義務違反に問われることがないことなど、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。	市民協働課
33	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規程とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。	市民協働課 こども課
34	被害者の安全確保を図るための情報提供及び支援	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、市や警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者へ制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。	市民協働課
35	被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議等、情報を共有する必要がある機関において情報管理のルールを定め遵守します。	市民協働課
36	保護命令制度の広報と被害者への利用支援	被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続の支援を行います。	市民協働課

37	住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	市 民 課
38	医療保険制度の適切な運用	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用します。	国民健康保険課 市 民 課

3 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

39	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	子どもに関わる学校等様々な立場の者が子どもを見守り、暴力による被害があった場合は、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	市民協働課 こども課
40	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等できるよう支援します。	こども課 学校教育課
41	健康診査・予防接種等実施への配慮	加害者からの追跡等があつて現住所地に住民登録していない子どもについても、現住所地で健康診断や予防接種が受けられるよう配慮します。	こども課

4 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

42	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ	配偶者等からの暴力の発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声かけや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。	市民協働課
43	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への研修	被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めるために、消防（救急）職員、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育分野等、各関係者を対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着等を図る研修を実施します。	市民協働課
44	地域における民生委員児童委員や人権擁護委員等による早期発見	地域住民にとって身近な相談先である民生委員児童委員や人権擁護委員等は、日ごろの活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。	市民課 福祉課
45	育児・介護サービスの提供者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関につないでいくよう努めます。	高齢者あんしん課 福祉課 こども課
46	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している者は、子ども等が発するSOSを見逃さず配偶者等から暴力の早期発見に努めます。被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。	こども課 学校教育課

5 支援者の安全確保

47	支援者の個人情報管理の徹底	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。	関係各課
48	警察との連携・協力	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力してその安全確保に努めます。	市民協働課
49	支援者等の安全確保を図るための情報提供及び支援	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の親戚や友人、支援者等の安全確保を図るため、市や警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。	市民協働課

【重点的に取り組むことⅣ】 被害者への生活再建支援

1 安定した暮らしを守るための生活・経済的支援

50	生活保護等の援護制度の活用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	福祉課
51	ハローワークにおける職業相談等の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけではなく、心の回復の面からも重要です。ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。	市民協働課
52	就職のための技能習得等の情報提供	就職に必要、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。	市民協働課
53	各種保育サービスの情報提供・利用支援	各種保育サービスや相談事業の情報を提供し、育児の負担軽減を図ります。	こども課
54	自立困難な被害者への対応	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉施設等への入所を支援します。	福祉課 こども課 市民協働課

2 住宅確保のための支援

55	市営住宅への優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅に優先的に入所させます。	建築住宅課
----	------------	---	-------

第5章 計画の推進体制

